

平成 2 5 年 1 1 月 1 4 日
2 1 0 会 議 室

平成 2 5 年第 2 1 回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成25年第21回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成25年11月14日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 1時53分

2 場 所 210会議室

3 出席委員 福 田 一 平 田 中 健 一
平 山 いづみ 伊 藤 憲 春
小 町 邦 彦

署名委員 伊 藤 憲 春

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	小町 邦彦	教育部長	新土 克也
教育総務課長	栗原 寛	学務課長	大石 明生
統括指導主事	宇山 幸宏	生涯学習推進センター長	浅見 孝男
スポーツ振興課長	五十嵐敏行	図書館長	小宮山克仁

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 高木 健一 大澤 善昭

案 件

1 議案

- (1) 議案第43号 立川市泉市民体育館指定管理者候補者の選定について

2 協議

- (1) 立川市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について
- (2) 立川市地域学習館条例の一部を改正する条例について
- (3) 立川市泉市民体育館指定管理者候補者の選定について（答申）
- (4) 立川市図書館条例の一部を改正する条例について

3 報告

- (1) 平成25年度上半期教育委員会事業後援の概要について

4 その他

平成25年第21回立川市教育委員会定例会議事日程

平成25年11月14日

210 会議室

1 議案

(1) 議案第43号 立川市泉市民体育館指定管理者候補者の選定について

2 協議

(1) 立川市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について

(2) 立川市地域学習館条例の一部を改正する条例について

(3) 立川市泉市民体育館指定管理者候補者の選定について（答申）

(4) 立川市図書館条例の一部を改正する条例について

3 報告

(1) 平成25年度上半期教育委員会事業後援の概要について

4 その他

◎開会の辞

○福田委員長 ただいまから、平成25年第21回立川市教育委員会定例会を開会いたします。

はじめに、署名委員の指名を行います。署名委員に伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 はい。

○福田委員長 次に、議事内容の確認を行います。本日は、議案1件、協議4件、報告1件でございます。その他は議事進行過程で確認いたします。

議事進行について、委員の皆さんにお諮りいたします。議案第43号、立川市泉市民体育館指定管理者候補者の選定について及び協議(3)立川市泉市民体育館指定管理者候補者の選定について(答申)を一括して審議いたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○福田委員長 では、そのようにいたします。

次に出席者の確認を行います。新土教育部長、お願いいたします。

○新土教育部長 本日の教育委員会定例会への出席管理職でございますが、教育部長、教育総務課長、学務課長、生涯学習推進センター長、スポーツ振興課長、図書館長、宇山統括指導主事でございます。

◎議 案

(1) 議案第43号 立川市泉市民体育館指定管理者候補者の選定について

◎協 議

(3) 立川市泉市民体育館指定管理者候補者の選定について(答申)

○福田委員長 それでは、議案に入ります。

議案第43号、立川市泉市民体育館指定管理者候補者の選定について、を議案とします。あわせて、協議(3)立川市泉市民体育館指定管理者候補者の選定について(答申)、を一括して審議いたします。

お手元の資料、立川市泉市民体育館指定管理者候補者の選定について及び立川市泉市民体育館指定管理者候補者の選定について(答申)をご参照願います。

五十嵐スポーツ振興課長、説明等お願いいたします。

○五十嵐スポーツ振興課長 それでは、立川市泉市民体育館指定管理者候補者の選定につきまして、議案第43号と協議(3)を一括して説明させていただきます。

立川市泉市民体育館指定管理者候補者の選定について、はじめに、答申でございます。これにつきましては、8月8日に開催されました第15回教育委員会定例会におきまして、教育委員会から立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会に諮問をした案件に対し、11月11日に教育委員会へ提出されたものでございます。

また、議案第43号につきましては、立川市泉市民体育館指定管理者候補者として選定をお

願いたい内容でございます。

それでは、答申の1ページ、審査結果をご覧ください。

指定管理者候補者といたしまして、②のところにかかれておりますけれども、シンコー・立川体協・アズビル共同事業体を選定しております。

2ページから3ページにわたりましては、その選定審査の経過でございます。

審査会につきましては3回開催されまして、2回目の1次審査では書類審査が行われ、続く3回目の2次審査ではプレゼンテーションによる審査が行われ、1ページの④の採点結果でございますように、シンコー・立川体協・アズビル共同事業体が1次審査、2次審査、総合審査、いずれも第1位ということで、公平・公正な視点から厳正に審査を行ったという答申の内容でございます。

このような審査会の答申を受けまして、議案第43号につきましては、この共同事業体を立川市泉市民体育館指定管理者候補者に選定したいというものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。議案第43号、立川市泉市民体育館指定管理者候補者の選定について及び協議(3)同(答申)の説明を終了します。議案第43号の案件につきましては、今ありましたように、11月11日に選定審査会が行われております。選定審査会の答申を受けての候補者選定でございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご質問及びご意見等ございましたらお願いいたします。
はい、田中委員。

○**田中委員** ただいま五十嵐スポーツ振興課長からお話があった点を踏まえて、立川市泉市民体育館指定管理者候補者の選定についての答申、これについては尊重したいと思います。

拝見させていただきますと、岡本三彦会長を中心に9名の委員の先生方が専門的な立場から十分に検討されておりますし、特にこの中で先ほど説明がありましたように、1次審査、2次審査そして総合審査の結果を踏まえて、しかも公正・公平に行った、それが1つです。

選定審査経過を拝見させていただいても、とりわけ第6回、第8回、第11回と、1次審査、2次審査の中でもかなり深く検討されていると拝察されますし、選定の経過ですけれども募集要項、仕様書等の確認、その上で選定審査基準の設定、1次審査で書類審査、2次審査で面接審査となっています。先ほども説明がありましたが、こういう公平・公正な視点をもとにしながら審査したその結果として総合審査で第1位ということで、非常に丁寧にしかも一つ一つ確実に公平に行っていたら、是非この答申について尊重したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○**福田委員長** ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○**福田委員長** それでは、議案第43号、立川市泉市民体育館指定管理者候補者の選定について及び協議(3)同(答申)の協議を終了します。

議案第43号、立川市泉市民体育館指定管理者候補者の選定について及び協議(3)立川市

泉市民体育館指定管理者候補者の選定について（答申）をお諮りします。

ご提案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 福田委員長** 異議なしと認めます。よって、議案第 43 号、立川市泉市民体育館指定管理者候補者の選定について及び協議（3）立川市泉市民体育館指定管理者候補者の選定について（答申）、は承認されました。

◎協 議

（1）立川市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について

- 福田委員長** 次に、協議に入ります。

協議(1)立川市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について、を協議します。

お手元の 3 枚綴りの資料、立川市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例をご参照願います。

浅見生涯学習推進センター長、ご説明等お願いいたします。

- 浅見生涯学習推進センター長** 立川市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。

平成 25 年 6 月 14 日に公布されたいわゆる地域主権の第 3 次一括法により社会教育法が改正されました。所管官庁である文部科学省からの通知文書は改正条例案の後ろに 2 枚添付してございます。この法改正によりまして、社会教育委員の委嘱基準、定数等、社会教育委員に関する必要事項は地方公共団体の条例で定めることになりました。施行期日は、文部科学省通知文 1 枚目裏面上段に示されているとおり平成 26 年 4 月 1 日でございます。

現状につきましては、立川市では社会教育委員の委嘱基準を条例で示さず、立川市社会教育委員に関する条例施行規則で規定してございます。これを法改正によりまして、別添の条例改正案のとおり第 2 条において委嘱基準を定める案を作成いたしました。

なお、立川市社会教育委員に関する条例施行規則については、本条例改正案を当委員会でご協議、ご承認をいただき、12 月議会で議決された後、改めて規則改正案をご提示し、1 月以降の教育委員会でご協議をしていただく予定でございます。

以上で説明を終了します。よろしくご協議をお願い申し上げます。

- 福田委員長** ご説明ありがとうございます。立川市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終了します。これは社会教育法の一部改正に伴って、社会教育委員の基準を条例に盛り込むということでございます。そしてその条例の一部を改正する条例についての説明でございました。

これより質疑及び協議に移ります。ご質問及びご意見等ございましたらお願いいたします。

はい、田中委員。

- 田中委員** 今説明があった趣旨で理解できましたが、これについては社会教育法の一部改正、特に第 15 条、第 18 条の中で、「社会教育委員の委嘱の基準を条例に委任する。条例で制定す

る基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。」、これを受けて今回一部改正になったわけですが、ここでこういう受け止め方でよろしいのかどうか確認です。

改正前から改正後の中で、「委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。」とあります。その中で、学校教育の関係者からはいりまして学識経験を有する者、それぞれの分野の方々の代表として15人以内と示されております。この15名については、その時々状況によって委嘱する。ですから人数の割当、つまり学校教育の関係者は何名とか、あるいは学識経験を有する者何名とか、そうやって人数を確定しないで、その時々において委嘱すると受け止めてよろしいでしょうか。

○福田委員長 浅見生涯学習推進センター長。

○浅見生涯学習推進センター長 ただいまのご質問ですが、詳しくは先ほどご案内させていただきましており、立川市社会教育委員に関する条例施行規則に盛り込む予定でございます。基準につきましては、立川市の市長決定と立川市の規定に基づきまして、市民公募の委員はじめ学校教育の関係者などの委員（案）を作成いたします。

○福田委員長 これから案は作成するということですね。

○浅見生涯学習推進センター長 はい。

○福田委員長 よろしいでしょうか、田中委員。

○田中委員 はい、承知しました。

○福田委員長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 それでは、立川市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について、協議を終了します。

立川市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、立川市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について、は承認されました。

◎協 議

(2) 立川市地域学習館条例の一部を改正する条例について

○福田委員長 次に、協議(2)立川市地域学習館条例の一部を改正する条例について、を協議します。

お手元の2枚綴りの資料、立川市地域学習館条例の一部を改正する条例をご参照願います。

引き続き浅見生涯学習推進センター長、ご説明等お願いいたします。

○浅見生涯学習推進センター長 立川市地域学習館条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

現在移設工事中で、平成26年9月1日から利用開始予定の柴崎学習館の住所と施設区分及び使用料等について定める立川市地域学習館条例改正案の協議について、ご説明いたします。

改正案の1点目は別添の別表第1（第2条関係）で定める住所の変更でございます。改正案の2点目は、別添中段、別表第2（第9条関係）で定める施設区分と使用料の追加及び一部変更でございます。

移転に伴い、貸出する各部屋の名称につきましては、現柴崎学習館や他の学習館と共通する名称を用いておりますが、作業室と健康サロンは新たに設けたものでございます。

現柴崎学習館におきましては、絵画や表装サークルは調理室を兼ねている実習室において活動しております。実習室は利用目的が明確になるよう調理室、作業室と改定いたしました。作業室は専用のいわばアトリエ機能を持った部屋として、調理ができる部屋は専用の調理室を設けました。また、女性総合センター1階の健康サロンをイメージした鏡を設置し、気功や太極拳、健康体操等、靴を脱いで使用できる部屋を新たに設置いたしました。名称も女性総合センターと同じく健康サロンといたしました。

なお、使用料の算出につきましては、現柴崎学習館と新柴崎学習館の各部屋の面積や利用定員を鑑み、同程度の部屋については同額といたしました。新規開設の健康サロンは第1視聴覚室と同面積のため料金も統一いたしました。また、部屋の大きさや定員が異なる部屋については、現柴崎学習館の使用料金を踏まえた上で、一人当たりの単価、面積当たりの単価等を積算したものを算出いたしました。

以上で協議案の説明を終了いたします。よろしくご協議をお願い申し上げます。

- 福田委員長** ありがとうございます。立川市地域学習館条例の一部を改正する条例についての説明を終了します。この案件は、第一小学校の建替えに伴って柴崎学習館が学校との複合施設となることにより、まず所在地が変わることです。同時に部屋の大きさ等が変わるため使用料等も変わるということで、条例の一部改正するというところでございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

- 福田委員長** 立川市地域学習館条例の一部を改正する条例についての協議を終了します。

立川市地域学習館条例の一部を改正する条例について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

- 福田委員長** 異議なしと認めます。よって、立川市地域学習館条例の一部を改正する条例について、は承認されました。

◎協 議

（4）立川市図書館条例の一部を改正する条例について

- 福田委員長** 次に、協議(4)立川市図書館条例の一部を改正する条例について、協議します。

お手元の資料、立川市図書館条例の一部を改正する条例をご参照願います。

小宮山図書館長、お願いいたします。

○小宮山図書館長 立川市図書館条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

こちら第一小学校建替え事業に伴いまして現在の柴崎図書館が移転いたしまして、新しい第一小学校の1階部分に複合施設として平成26年8月末にオープンいたします。それに伴いまして、施設の位置が変更となりますので、住所変更ということで条例を改正するものでございます。

その他、時間や開館日の変更等はございませんので、今回の改正内容につきましては以上となります。

説明は以上です。

○福田委員長 ありがとうございます。立川市図書館条例の一部を改正する条例についての説明を終了します。この案件は先ほど協議(2)でご承認いただきました第一小学校の建替えに伴い、柴崎学習館同様、柴崎図書館が学校との複合施設により所在場所が変更となるため、条例を一部改正するものでございます。

これより質疑及び協議に移ります。ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 立川市図書館条例の一部を改正する条例についての協議を終了します。

立川市図書館条例の一部を改正する条例について、お諮りします。

ご提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 異議なしと認めます。よって、立川市図書館条例の一部を改正する条例について、は承認されました。

◎報 告

(1) 平成25年度上半期教育委員会事業後援の概要について

○福田委員長 次に、報告に入ります。

報告(1)平成25年度上半期教育委員会事業後援の概要について、報告でございます。

お手元の3枚綴りの資料、平成25年度上半期教育委員会事業後援概要をご参照願います。

浅見生涯学習推進センター長、報告、説明等お願いいたします。

○浅見生涯学習推進センター長 教育委員会事業後援につきましては、立川市教育委員会が各種事業を後援する基準及び手続きについて定めることを目的とする立川市教育委員会事業後援規程において規定してございます。平成25年度上半期教育委員会事業後援申請案件39件について、別添資料のとおりご報告をさせていただきます。

事業後援申請のうち、過去3年間に同様の内容で後援実績のない事業を新規の事業としてございますが、新規の事業12件については、同規程第4条第3項によりあらかじめ社会教育委員の会議において意見を聞いております。特に疑義が生じたり不承認となった案件はございません。

以上で報告の説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○福田委員長 ご説明ありがとうございました。平成 25 年度上半期教育委員会事業後援の概要についての説明を終了します。

これより質疑に移ります。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

田中委員、お願いします。

○田中委員 今、浅見生涯学習推進センター長から説明がありましたが、1 点だけお伺いしたいと思いますが、今回の後援実績の中で新規というのが 12 件あります。新規に承認された中で、特に議論の中心になったことがもしあればお伺いしたいと思います。

なお、平成 25 年度上半期教育委員会事業後援申請にあたっては、社会教育委員の先生方が承認にあたって事業後援規程を基にして十分協議されたことはこの中から拝察できるわけですが、先ほど申し上げた新規申請 12 件の中で、話し合いの中で中心的な話題になったことがあればお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○福田委員長 新規の 12 件について、浅見生涯学習推進センター長、お願いいたします。

○浅見生涯学習推進センター長 新規の事業 12 件につきまして、特に疑義が生じたり、何か格段の議論をした事業はございません。

○福田委員長 田中委員、よろしいですか。

○田中委員 ありがとうございます。

○福田委員長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○福田委員長 それでは、平成 25 年度上半期教育委員会事業後援の概要についての報告を終了いたします。

○福田委員長 その他に入ります。

その他、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

◎閉会の辞

○福田委員長 それでは、最後に次回の日程確認を行います。次回、平成 25 年第 22 回立川市教育委員会定例会を平成 25 年 11 月 21 日木曜日、午後 1 時 30 分より、210 会議室にて開催いたします。

以上で、平成 25 年第 21 回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 1 時 5 3 分

署名委員

.....

委員長